2026 年 11 月

2027 年度「資生堂子ども財団奨学金」募集要項

1. 制度の目的と求める人物像

（1）制度の目的

社会的養護下の児童を対象として返済不要の奨学金を給付することにより、高等教育への修学および社会的自立を支援すること、および、児童が自分の将来に夢と希望を持ち自らの意思で進路を選択して夢の実現に挑戦することを促すこと

（2）求める人物像

経済的な理由により進学や学業継続に困難を抱えながらも、向学心と挑戦意欲を持ち、具体的な夢の実現に向けて主体性と責任を持って着実に歩むことができる者

2. 募集対象者

募集対象者は、以下の全ての条件を満たす者とします。

（1）応募日現在において、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、養育家庭（養子縁組を行っていない里親）、ファミリーホーム、自立援助ホームのいずれかで生活しており、かつ、経済的理由により進学が困難であると認められる者

（2）2027 年春に卒業予定の高校3年生、もしくは高等学校修了者、高等学校卒業程度認定試験合格者で、大学・短期大学・専門学校への進学を希望する者。希望学部・学科は問わない

（3）応募日現在において、現在対象児童を養育している施設または養育家庭に、進学後も児童とコミュニケーションを図り、アフターケアを行うことができる者（施設長もしくは里親）がいる者

なお、公益財団法人資生堂子ども財団（以下、「当財団」という。）以外の団体・制度から受ける貸与型または給付型奨学金との併給は可能です。ただし、他制度の決定状況（実質的な困窮度）を審査で考慮します。

3. 給付内容および給付方法

年 50 万円を返済不要で、指定された奨学生本人の銀行口座へ振込みます。

（1）初年度は5月に 13 万円、10 月に 10 万円、それ以外の月は3万円

※初年度は支給開始が5月になります。

（2）2年目以降は4月および 10 月に 10 万円、それ以外の月は3万円

4. 給付期間

（1）給付期間は、入学から卒業までの正規の最短修業期間とし、給付期間の延長は認めません。

（2）奨学生が転学・転学部（科・コース）したときは、当財団での協議により、前項の期間内において給付を継続できるものとします。

（3）奨学生が短期大学または専門学校より大学へ編入学し、引き続き奨学金の給付を願い出たときは、当財団での協議により、初回の給付より休学等に伴う給付停止期間を除く4年以内かつ（1）の期間内において給付を継続できるものとします。ただし、大学への編入学が短期大学または専門学校を卒業後1年以上経過している場合、奨学金給付の再開は認めません。

（4）奨学生が在籍する学校の承認を得て留学（国内留学を含む）する場合、引き続き奨学金の給付を願い出たときは、当該学校において在学（留学）扱いとなる期間に限り、（1）に定める期間内において奨学金の給付を継続します。ただし、留学を事由として修学期間が延長した場合であっても、給付期間の

延長は認めません。

5. 募集人数

5名程度

6. 応募方法と期日

※**オンラインフォームからの申込と応募書類送付の2つの手続きが必要**となりますのでご注意ください。

（1）オンラインフォームからの申込（基本情報登録）

パソコンまたはスマートフォンより下記の申込フォームへアクセスの上、必要事項を記入し送信してください。

オンライン申込フォーム URL	https://forms.cloud.microsoft/r/1xmRFXJKDs
QR コード	

（2）応募書類の送付

オンライン申込完了後、以下の書類を資生堂子ども財団　奨学金事務局宛てに送付ください。なお、応募書類は返却しません。

（応募書類）

① 応募書類送付前チェックリスト
② 推薦書（施設職員または里親が記入）
③ 作文

作文は「テーマ①」「テーマ②」の両方を作成の上、提出してください。

テーマ①	**なりたい自分の将来像を実現するために**	
	内容	以下の2点を含めて、ご自身の言葉で具体的に記載してください。 • **目標と学びの理由** 「将来就きたい職業、または進学先での学びを活かして取り組みたいこと」と、そう考えるに至ったきっかけや理由、進学後の学生生活で挑戦してみたいこと • **夢の実現に向けたアクションプラン** 夢や目標を実現するために、進学先でどのようなステップ（学業・資格取得など）で歩んでいくか
	体裁	指定原稿用紙（400 字詰め）3枚以内

テーマ②	**これまでに挑戦したこと、あるいは困難を乗り越えた経験**	
	内容	これまでの生活や学業において、挑戦したこと、または課題や困難に直面した際、途中で投げ出さずに責任を持って最後までやり切った経験や、目標達成のために自ら工夫・努力したことを記載してください。
	体裁	指定原稿用紙（400 字詰め）2枚以内

- 各テーマは別々の原稿用紙に作成してください（テーマ①とテーマ②を１枚の用紙に続けて書かないでください）。
- それぞれの１行目に「テーマ名」、２行目に「氏名」を記載し、３行目から本文を始めてください。
- 鉛筆または黒ボールペン使用で、自筆に限ります。
- ホチキス（ステープラー）留めはせず、すべての原稿用紙をまとめてクリップ留めしてください。

④ 資金等計画書

⑤ 成績証明書または調査書

（2027 年春に卒業予定の者：１～３年次前期または１学期までのもの、開封およびコピー不可）

（既卒の者：１～３年次のもの、開封およびコピー不可）

（高等学校卒業程度認定試験合格の者：合格証明書）

（送付先） 〒104-0061 東京都中央区銀座７－５－５（公財）資生堂子ども財団 奨学金事務局

（３）期日

オンラインフォームからの申込、応募書類の送付ともに **2026 年 12 月 25 日（金）**締切とします（応募書類の送付は当日消印有効）。

7. 選考方法とスケジュール

書類審査と面接審査を経て内定者を選考の上、2027 年３月の当財団理事会にて最終決定します。

書類審査結果（２月上旬）、面接審査結果（３月中旬）は、本人に通知します。

なお、面接審査はオンラインでの実施を予定しています。

面接審査の結果、補欠合格の場合はその旨を通知し、繰り上げ合格の場合は 2027 年４月下旬までに連絡します。

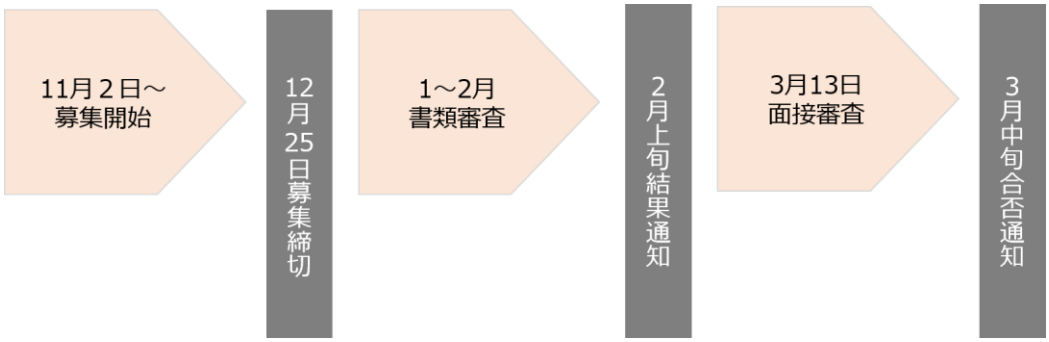

8. 奨学金給付以外の奨学生支援

（１）奨学生交流会の実施

奨学生に対する精神的サポートを目的として、奨学生同士もしくは現役奨学生と奨学生 OB・OG 等による交流会（会場に集合もしくはオンライン）を開催します。奨学生は積極的に交流会に出席するものとします（会場に集合する場合の交通費等は当財団負担）。

※2027 年３月下旬に開催予定の集合交流会は、2027 年４月入学予定の新奨学生も参加対象とします。

（２）生活必需品や食品の提供

年に２回程度、「ぎんざ通信」という当財団から奨学生への応援メッセージを添えて、化粧品や日用品、

レトルト食品などを送付します。

9. 奨学生の義務

（1）報告義務

① 入学時には、進学先の在学証明書および住所等連絡先・振込先等の届出書類を提出します。

② 毎年、当財団が指定する期日までに活動報告書および成績証明書、資金等計画・報告書を提出します。

（2）届出義務

奨学生は、以下の内容に該当があった場合、その内容を遅滞なく当財団に届け出る義務があります。

① 氏名、住所等の連絡先に変更があったとき

② 休学、復学、転学、転学部（科・コース）、編入学、留学、留年、または退学したとき

③ 停学、その他処分を受けたとき

10. 注意事項

（1）奨学金の停止および回復

当財団は、奨学生が休学した場合、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を停止することができます。奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで回復を願い出たときは、当財団での協議により給付を再開することができます。

（2）奨学金の廃止

以下の場合は給付を廃止します。

① 在学する学校で処分を受け学籍を失った場合

② 学業成績を理由として留年した場合

③ 傷病等により修学が困難になった場合

④ 当財団が求める書類等の提出が期日までにない場合

⑤ 奨学金を必要としない理由が生じた場合

⑥ 奨学生として虚偽の報告を行った場合

⑦ 著しい素行不良により学業に徹していない場合

11. 個人情報の取り扱い

奨学金受給を志願する方は、各種書類の提出をもって、当財団の奨学金規程およびプライバシーポリシーに同意したものとします。

※個人情報保護に関する法令の趣旨等を踏まえ、個人情報の管理には徹底を図り十分注意いたします。

※当財団のプライバシーポリシーはホームページに掲載しています。

https://www.shiseido-zaidan.or.jp/policy.html

12. 問い合わせ先

資生堂子ども財団　奨学金事務局

電話　070－8795－3514（直通）（平日9:00～17:00）

メールアドレス　sz.scholarship@shiseido.com

以　上